

上秋津公民館 利用の手引き

窓口受付

- 対応時間：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。
土、日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。
- お問合せ：電話 0739-35-1022 FAX0739-35-0569

利用できる日時

- 休館日を除く毎日（休館日：年末年始（12月29日から1月3日）
午前8時30分から午後10時（午後10時退出）
※臨時休館日を設ける場合もあります。
- 利用できる時間：午前8時30分から午後10時までです。
午前の部（午前8時30分～午前12時）
午後の部（午前12時～午後5時）
夜間の部（午後5時～午後10時）※午後10時退出

利用できない活動

- 政治活動（公職選挙法に基づく個人演説会を除く）、宗教活動、営利活動、暴力団の活動・運営に資すること。
- 公序良俗に反する活動であると判断した活動。
- 騒音など近隣、他の利用者に迷惑がかけると判断した活動（駐車場を含む）。
- 公民館施設を傷めることが予想される活動。
- 使用許可を得ていない活動。

利用申請

- 利用する場合は、使用許可申請書を提出してください。
- 電話での仮予約も可能ですが、利用するまでに使用許可申請書を提出してください。
- 予約は翌々月まで利用予約できます。
- 最大で週1回まで利用予約できます。【定期予約】
- 基本は週1回までの利用予約ですが、利用する月の初日以降で部屋に空きがあれば、【定期予約】に加えて、最大で週1回の追加予約ができます。【臨時予約】

使用料

- 上秋津地区外の団体の場合は、部屋別使用料を納付していただきます。
ただし、団体の構成メンバーの内、過半数が上秋津在住の方、若しくは団体の長が上秋津在住の方の場合は、使用料は発生しません。
- ※午後5時をまたいで利用される場合は、昼間と夜間の両方の料金が発生します。

部屋別使用料一覧

| 階層 | 種別 | 料金(昼間) | 料金(夜間) |
|----|--------|----------------|----------------|
| | | 午前 8:30～午後 5 時 | 午後 5 時～午後 10 時 |
| 1階 | 大会議室 | 5,000円 | 5,000円 |
| 1階 | 応接室 | 1,000円 | 1,000円 |
| 1階 | 児童室 | 1,000円 | 1,000円 |
| 2階 | 農事研究室 | 2,000円 | 2,000円 |
| 2階 | 和室(1室) | 1,500円 | 1,500円 |

利用予約を取り消すとき（キャンセル）

○使用を中止・変更する場合は速やかに連絡してください。

駐車場

- 上秋津公民館の駐車場（15台）をご利用ください。（消防団事務所側1列）
- 駐車場は、JAわかやま上秋津支店様の駐車場敷地と併設しているため、使用される場合は事前にJAわかやま上秋津支店様に連絡をお願いします。
- 多数の車両が乗り入れる場合は、利用申請時にご相談ください。
- 敷地内での車両事故・盗難等のトラブルについて公民館は一切その責めを負いません。

災害・警報時の利用

- 大津波警報、津波警報が発令された場合は利用できません。
- 暴風警報が発令された場合は利用できません。既に利用中の場合は協議の上で判断します。
- 災害時は施設に被害がなければ利用できます。ただし、災害時に施設を避難所として開設した場合や市内及び周辺地域の被害状況によっては利用できません。

利用時の注意

<注意事項>

- 利用した後は利用した部屋、道具の片付けや清掃、ごみの持ち帰りをお願いします。
- 利用時間の厳守をお願いします。特に夜間の退出時間（午後10）は厳守をお願いします。
- 施設、備品を汚したり、破損させたときは、必ず公民館職員まで申し出をお願いします。
- その他、職員の指示にしたがってください。

<禁止事項>

- 騒音・妨害・示威等、他人の迷惑になるような行為。
- 所定の場所以外での火気の使用。
- 許可を得ていない物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為。
- 許可を得ていない寄付、金品等の募集。
- 許可を得ていないビラ、ポスター類の貼付や配布、広告物の掲示。
- 許可を得ていない立て札、旗、のぼり等の設置。

その他

- 館内は禁煙です。喫煙は建物裏の喫煙所をお願いします。
- ご不明な点等は、公民館職員に尋ねてください。

備品、学習機器

- 貸館ご利用時に、備品・学習機器を必要に応じて貸出ししています。貸出しを希望される場合は使用許可申請時に申し出てください。
大会議室：舞台、グランドピアノ、卓球台（4台）
その他：ワイヤレスアンプ（マイク3本付、USB・CD再生可）、ポケットWi-Fi、コードリール、プロジェクター、テレビ、CDラジカセ、その他

公民館行事・教育活動

- 公民館行事等のため臨時休館日を設けることがあります。
- 既に使用許可をしている場合でも、お部屋を譲っていただけないか、お願いすることがあります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。